

国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律の概要 (平成24年法律第2号)

平成23年9月30日付けの人事院勧告に鑑み、給与の改定について定めるとともに、我が国の厳しい財政状況及び東日本大震災に対処する必要性に鑑み、一層の歳出削減が不可欠であることから、国家公務員の人件費を削減するため、国家公務員の給与に関する特例を定めるもの

I 人事院勧告に係る給与改定

- 1 俸給月額引下げ 平均▲0.23%
※ 平成23年4月から法施行までの較差相当分は、平成24年6月期の期末手当で調整
- 2 経過措置額を平成26年4月に全額廃止、それを原資に昇給回復措置
(平成24年4月、平成25年4月は自然減少分を原資に昇給回復措置)
- 3 特別職給与法及び防衛省職員給与法の適用者についても、一般職に準じて改定

II 給与減額支給措置 (措置期間：平成24年4月～平成26年3月末)

1 一般職給与法適用者

(1) 俸給月額

- ① 本省課室長相当職員以上 (指定職、行(一)10～7級) ▲9.77%
- ② 本省課長補佐・係長相当職員 (行(一)6～3級) ▲7.77%
- ③ 係員 (行(一)2、1級) ▲4.77%

その他の俸給表適用職員については、行(一)に準じた支給減額率

- (2) 俸給の特別調整額 (管理職手当) 一律▲10%
- (3) 期末手当及び勤勉手当 一律▲9.77%
- (4) 委員、顧問、参与等の日当 上限額を▲9.77%
- (5) 地域手当等の俸給月額に連動する手当 (期末・勤勉手当を除く。) の
月額は、減額後の俸給月額等の月額により算出

2 特別職給与法適用者

(1) 俸給月額等

- ① 内閣総理大臣 ▲30%
- ② 国務大臣クラス・副大臣クラス ▲20%
- ③ 大臣政務官クラス、常勤の委員長等・大公使等 (②以外の者) ▲10%

(2) 期末手当

- ① 内閣総理大臣、国務大臣・副大臣クラス 俸給月額の支給減額率と同じ
- ② ①以外の者 一律▲9.77%

- (3) 非常勤の委員等の日当 上限額を▲9.77%

- (4) 秘書官 一般職給与法適用対象者に準じて措置

3 防衛省職員給与法適用者

- (1) 俸給月額等 一般職の国家公務員と同様の減額措置を実施

(2) 給与減額支給措置の特例について

自衛官 (将・将補 (一) を除く。) 並びに自衛隊の部隊及び機関に勤務する事務官等については、平成24年4月1日から6月を超えない範囲内で政令で定める期間における給与減額支給措置の適用について、政令で特別の定めをすることができる。

4 その他

地方公務員の給与については、地方公務員法及びこの法律の趣旨を踏まえ、地方公共団体において自主的かつ適切に対応

総行給第17号
平成24年2月29日

各都道府県知事
各指定都市市長
各都道府県議会議長
各指定都市議会議長
各人事委員会委員長

殿

総務副大臣
黄川田 徹

国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律の公布について（通知）

国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律（平成24年法律第2号）が、本日公布され、原則として、平成24年3月1日（国家公務員の給与の臨時特例に係る部分については、同年4月1日）から施行されることとなりました。

この法律は、人事院の国会及び内閣に対する平成23年9月30日付けの職員の給与の改定に関する勧告に鑑み、一般職の職員、内閣総理大臣等の特別職の職員及び防衛省の職員の給与の改定を行うとともに、我が国の厳しい財政状況及び東日本大震災に対処する必要性に鑑み、一層の歳出の削減が不可欠であることから、国家公務員の人件費を削減するため、国家公務員に対する給与の支給に当たって、平成26年3月31日までの間減額して支給する措置を講ずること等をその内容とするものです。また、同法附則第12条において、「地方公務員の給与については、地方公務員法（昭和25年法律第261号）及びこの法律の趣旨を踏まえ、地方公共団体において自主的かつ適切に対応されるものとする」と規定されています。

地方公務員の給与については、地方公務員法及びこの法律の趣旨を踏まえ、地方公共団体において自主的かつ適切に対応されるよう期待いたします。

また、貴都道府県内の市区町村に対しても併せて周知されるようお願いいたします。

なお、本通知は地方公務員法第59条（技術的助言）及び地方自治法第245条の4（技術的な助言）に基づくものです。

【参照条文】

○国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律(抜粋)

附則

第十二条 地方公務員の給与については、地方公務員法及びこの法律の趣旨を踏まえ、地方公共団体において自主的かつ適切に対応されるものとする。

○地方公務員法(抜粋)

(給与、勤務時間その他の勤務条件の根本基準)

第二十四条 職員の給与は、その職務と責任に応ずるものでなければならない。

2 前項の規定の趣旨は、できるだけすみやかに達成されなければならない。

3 職員の給与は、生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して定められなければならない。

○義務教育費国庫負担法(抜粋)

(教職員の給与及び報酬等に要する経費の国庫負担)

第二条 国は、毎年度、各都道府県ごとに、公立の小学校、中学校、中等教育学校の前期課程並びに特別支援学校の小学部及び中学部(学校給食法(昭和二十九年法律第百六十号)第六条に規定する施設を含むものとし、以下「義務教育諸学校」という。)に要する経費のうち、次に掲げるものについて、その実支出額の三分の一を負担する。ただし、特別の事情があるときは、各都道府県ごとの国庫負担額の最高限度を政令で定めることができる。

○義務教育費国庫負担法第二条ただし書の規定に基づき教職員の給与及び報酬等に要する経費の国庫負担額の最高限度を定める政令(抜粋)

(定義)

第一条 この政令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(略)

四 教員基礎給料月額 各都道府県ごとに、当該年度の五月一日に在職する公立の小学校及び中学校並びに中等教育学校の前期課程(都道府県立の小学校及び中学校(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第七十一条の規定により高等学校における教育と一貫した教育を施すものを除く。)を除く。以下「小学校等」という。)の一般教職員(栄養教諭等(学校給食法(昭和二十九年法律第百六十号)第七条に規定する職員をいう。以下同じ。)、寄宿舎指導員及び事務職員を除く。以下この号において同じ。)の一人当たりの給料(給料の調整額及び教職調整額を除く。以下同じ。)の月額として、国家公務員の俸給、学校教育の水準の維持向上のための義務教育諸学校の教育職員の人材確保に関する特別措置法(昭和四十九年法律第二号。以下「人材確保法」という。)第三条の規定により講じられている措置及び当該都道府県における経験年数別の公立の小学校等の一般教職員の实数等を勘案して文部科学省令で定めるところにより算定した額をいう。

○**学校教育の水準の維持向上のための義務教育諸学校の教育職員の人材確保に関する特別措置法(抜粋)**

(優遇措置)

第三条 義務教育諸学校の教育職員の給与については、一般の公務員の給与水準に比較して必要な優遇措置が講じられなければならない。